

回覧

令和2年1月17日

岡山市消費生活センター

まつ毛美容液 目の痛みや契約トラブルも

事例：

ネット通販で、まつ毛美容液を購入した。1回目はお試し価格で安かった。使い始めて10日ほど経つと目の周りが腫れてきたので皮膚科を受診したところ、アレルギーと診断された。

2回目の商品が届いたので解約の連絡をすると、1回目のお試し価格と通常価格との差額約1万円を支払うよう言われた。（60歳代 女性）



©Kurosaki Gen

※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第355号より抜粋



トラブルにあわないためのアドバイス



- 「まつ毛美容液」を使用して、まぶたなど、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れなどの異常や、目に痛みや違和感があらわれたときには、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を受診しましょう。その際、商品を持参するとよいでしょう。
- ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したもの定期購入となっていて、トラブルが生じているケースが多くあります。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188）。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち] > [友だち追加] > [QRコード] で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です。

岡山市消費生活センター

電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

岡山県消費生活センター

電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分

または



令和2年2月17日

岡山市消費生活センター

回覧

電話でお金の話が
でたら注意！

家電量販店でカードが使われた！？ 不審な電話に注意

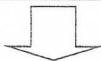
事例：

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人がカードを取りに行く」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを渡した。確認したら口座から50万円引き出されていた。

(80歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第356号より抜粋



トラブルにあわないためのアドバイス

- 家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人を使われている」などと電話をすることがありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。
- 警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。
- 少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち] > [友だち追加] > [QRコード] で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウエーブの登録商標です。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時 間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時 間	9時～16時30分

回覧

～消費生活情報～

No112



令和2年3月6日

岡山市消費生活センター

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！

◆◆相談事例◆◆

■岡山市消費生活センターへ寄せられた相談

【事例1】スマートフォンに、覚えがない業者からマスク50枚を代引き12,000円で購入するよう書かれたメールが10通以上送られてきた。不審だ。新型コロナウイルスの影響だろうか。対処方法は。(50歳代女性)



【事例2】「市から依頼を受けて、水道管のコロナウイルスの検査をしているが検査しないか」と男が訪問してきた。(水道管理所管課からの情報提供)

※消費者庁イラスト集より
※(独)国民生活センターHPより抜粋



トラブルにあわないためのアドバイス



●心当たりのない不審な送信元からメール等が届いた場合、メールに記載されたURLには絶対にアクセスしないようにしましょう。

メールを返信したり、URLにアクセスすると、フィッシングサイトに誘導され、スマートフォンに不正なアプリがインストールされたり、個人情報を取得されたりする可能性があります。

●市では事例のような水道管の検査で個人のお宅を訪問することはありません。

また、他都市では「新型コロナウイルスが水道管についている」などと言って、除去費用を要求されたという不審電話の事例も報告されています。新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください。

少しでも怪しいと思ったら、一人で悩まず、
すぐに消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分